

外国企業立上げ支援補助金について

1 対象企業

次の要件を全て満たす外国企業

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の 3 分の 1 超を所有している企業
- (2) 神奈川県内に法人又は支店を設立等する企業
- (3) ①未病関連産業、②ロボット関連産業、③エネルギー関連産業、④観光関連産業、⑤先端素材関連産業、⑥先端医療関連産業、⑦ I T / エレクトロニクス関連産業、⑧輸送用機械器具関連産業、⑨地域振興型産業、⑩新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業
のいずれかの産業に該当する企業
- (4) 設立から 2 年間以上、神奈川県内において事業を継続する企業

2 補助対象経費

- (1) 在留資格取得経費（在留資格の取得に係る申請代行等に要する経費）
- (2) 拠点設立及び各種届出経費（法人登記及び税務、社会保険等、公的機関への届出に係る申請代行に要する経費）
- (3) 人材採用経費（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に定める有料職業紹介事業者からの紹介により、常用雇用者となる人材を採用することに伴う経費）
- (4) 通訳・翻訳経費（(1)～(3)に係る通訳・翻訳経費）

3 補助額

- ・ 補助対象経費の 2 分の 1 以内
- ・ 補助上限額 200 万円